

熊本市防犯カメラ設置等補助金交付要綱

制定 令和7年3月24日市長決裁

改正 令和7年8月1日生活安全課長決裁

改正 令和8年2月27日生活安全課長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、町内自治会及び校区等防犯協会などが道路等の公共空間を撮影する防犯カメラの設置等に係る費用に対し、熊本市防犯カメラ設置等補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、だれもが安全で安心して暮らせるまちづくりのため、地域での防犯カメラ設置等を推進し、地域の防犯力の強化を図り、犯罪の抑止及び事件や事故の早期解決につながることを目的とする。

2 補助金の交付については、熊本市補助金等交付規則（昭和43年規則第44号。以下「補助金等交付規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 防犯カメラ 公共空間を撮影対象とし、犯罪の抑止を目的として特定の場所に常設し、不特定多数の人を常時撮影する機能及び録画する機能を有する機器並びにその他関連機器で構成されるものをいう。
- (2) 公共空間 道路などの屋外にて誰もが自由に利用できる空間をいう。
- (3) 町内自治会 熊本市町内自治振興等補助金交付要綱（令和7年4月1日制定）第3条に規定する町内自治会等（同要綱附則第3項の規定により同条に基づき市長が認めた団体とみなされたものを含む。）をいう。
- (4) 校区等防犯協会 熊本市校区等防犯協会補助金交付要綱（平成21年12月1日制定）第2条に規定する校区防犯協会並びに松尾地区防犯協会及び大和地区防犯協会をいう。
- (5) 校区自治協議会 熊本市校区自治協議会に関する要綱（平成16年7月1日制定）第5条の規定により登録した校区自治協議会をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の申請をすることができる者は、次の各号のいずれかに該当する団体（以下「補助対象団体」という。）とする。

- (1) 町内自治会
- (2) 校区等防犯協会
- (3) 校区自治協議会

(補助事業の要件)

第4条 この要綱における補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の要件は、補助対象団体が行う次の各号のすべてに適合する防犯カメラの整備とする。

- (1) 補助対象団体が新たに設置する防犯カメラで、補助対象団体により整備、運用

及び利用され、市民の防犯に寄与するものであること。ただし、既に設置済の防犯カメラを除く。

- (2) 防犯カメラの設置に対し、総会・役員会等の議決等による補助対象団体の意思決定があること。
- (3) 防犯カメラについて、熊本県が定める「防犯カメラに関する運用指針」に沿った防犯カメラの管理運用基準が整備されていること。
- (4) 防犯カメラの設置に対し、第13条第1項に規定する実績報告書の提出の日までに土地所有者の承諾、施設管理者の許可、その他必要となる手続を完了できること。
- (5) 補助決定を行った日から市長が別に定めるときまでに設置工事を完了し、第13条第1項に規定する実績報告書の提出ができること。

(補助金の対象経費等)

第5条 補助金の対象経費は、防犯カメラの設置に要する次に掲げる費用とする。

- (1) 防犯カメラ又は防犯カメラと一体型の防犯灯、録画装置等の機器購入費及び設置工事費（専用柱（ポール）の設置工事費を含む。）。
- (2) 防犯カメラと防犯灯をそれぞれ同じ場所に同時に設置する場合の防犯灯の購入費
- (3) 防犯カメラの設置を示す表示の作成及び設置に要する費用
- (4) その他防犯カメラの設置に要する費用

(申請手数料及び申請代行手数料、並びに消費税及び地方消費税を含む。)

2 前項の規定にかかわらず、当該防犯カメラの機能維持を目的とした保守、修繕及び電気料金等の維持管理に係る費用並びに機器等の移設及び撤去に係る費用については、補助金の対象経費としない。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、予算の範囲内において、補助対象経費のうち1か所（1工作物）につき20万円を限度とする。

2 前項に定める補助金の額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象団体は、補助事業実施前、市長が別に定めるときまでに、防犯カメラ設置等補助金交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出するものとする。

- (1) 防犯カメラの設置場所及び撮影範囲を示した地図
- (2) 防犯カメラの設置場所及び撮影範囲を示した写真
- (3) 設置費用見積書の写し（2者以上）
- (4) 設置する防犯カメラの概要がわかる資料（図面、カタログ等）
- (5) 団体規約及び役員名簿の写し
- (6) 設置する場所の所有者等の権利者の承諾又は許可を証する書類

- (7) 防犯カメラの設置が地域に了承されていることを証する書類
 - (8) 防犯カメラ設置等補助事業の収支予算状況がわかる書類
 - (9) 防犯カメラの管理運用基準
 - (10) 管理運用責任者及び運用従事者届出書
 - (11) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項第6号に規定する承諾又は許可を証する書類が、交付申請までに提出できない場合は、第13条第1項に規定する実績報告書の提出の日までに提出するものとする。
 - 3 補助金の交付を受けようとする補助対象団体は、第1項の申請を行うにあたり、消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。
（補助金の交付決定）
- 第8条 市長は前条で定める申請があったときは、書面等に基づいて審査し、補助を適当と認めるときは、予算の範囲内において補助金の交付を決定する。この場合において、市長は、第11条に定めるもののほか、必要な条件を付することができる。
- 2 前項の規定に関わらず、交付決定の要件を満たすものが複数ある場合であって、予算枠の都合によりその一部に限って交付決定せざるを得ないときは、当該交付決定の要件を満たす申請のうちから、抽選により交付を決定する。
 - 3 市長はその決定の内容及びこれに条件を付した場合には、その条件を防犯カメラ設置等補助金交付決定通知書（様式第2号。以下「交付決定通知書」という。）により申請者に通知するものとする。
 - 4 市長は、補助金の交付をしないことと決定したときは、申請者に対し、速やかに、その旨を通知するものとする。
（暴力団等の排除）
- 第9条 前条の規定にかかわらず、市長は、申請者が熊本市暴力団排除条例（平成23年熊本市条例第94号）第2条第1号から第3号までに掲げるもの（第16条第4号において「暴力団員等」という。）に該当する場合は、補助金等の交付の決定をしないことができる。
（変更の承認）
- 第10条 第8条に定める補助金の交付の決定を受けた補助対象団体（以下「補助事業団体」という。）は、交付決定通知を受けたあとに、申請した内容について変更等が必要となった場合は、防犯カメラ設置等補助事業変更申請書（様式第3号）を速

やかに市長に提出するものとする。ただし、市長が認める軽微な変更については、この限りではない。

- 2 市長は、前項の変更申請書を受理したときは、必要な調査を行うものとし、調査の結果、適当と認めるときは、補助金等の交付決定額に変更を生じるときは、防犯カメラ設置等補助金変更交付決定通知書（様式第4号）により、その他の変更については、防犯カメラ設置等補助事業変更承認書（様式第5号）により、当該申請者に通知するものとする。

（補助金の交付決定の条件）

第11条 市長は、補助金の交付を決定する場合には、次の条件をつけるものとする。

- (1) 熊本県が定める「防犯カメラに関する運用指針」及び第4条第3号に規定する防犯カメラの管理運用基準を遵守すること。この場合において、防犯カメラを設置した年度を含めて5か年度は、毎年度、当該年度の翌年度の5月末日までに防犯カメラ管理運用状況報告書（様式第6号）を市長に提出すること。
- (2) 防犯カメラを設置した日から少なくとも5年間は、当該防犯カメラを適切に維持管理し、運用すること。
- (3) 防犯カメラを設置後5年以内に、やむを得ず防犯カメラの設置場所を変更するときは、防犯カメラ設置場所変更承認申請書（様式第7号）を市長に提出し承認を得なければならない。この場合において、市長は防犯カメラ設置場所変更承認書（様式第8号）により、当該申請者に通知するものとする。
- (4) 防犯カメラを設置後5年以内に、防犯カメラを廃止したときは、交付した補助金の全部又は一部の返還を求められた場合はこれに応じること。
- (5) 防犯カメラを廃止又は設置場所等を変更する場合は、責任を持って当該設置場所を原形復旧すること。
- (6) 防犯カメラ設置等補助金の交付を受ける場合には、当該補助金と重複してその他の補助金の交付を受けないこと、又は申請をしないこと。

（関係書類の整備）

第12条 補助事業団体は、防犯カメラの設置等に係る経費の収支を明らかにした領収書等の書類、帳簿等を整備し、設置完了後5年間保管しておかななければならない。

- 2 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため、必要があるときは、前項の書類、帳簿等を検査することができる。

（実績報告）

第13条 補助事業団体は、補助事業完了後30日以内又は市長が別に定める日のいずれか早い日までに、防犯カメラ設置等補助金実績報告書（様式第9号）を提出しなければならない。（ただし、市長が特に認める場合を除く。）

- 2 なお、前項に定める実績報告書に、次の各号に掲げる書類を添付して市長へ提出しなければならない。ただし、市長は必要に応じて添付書類の省略や追加を求めることができるものとする。

- (1) 請求委任及び口座振替依頼書（様式第10号）

- (2) 工事の施工業者等からの請求書、請求内訳書及び領収書の写し
 - (3) 防犯カメラの設置場所の状況写真及び撮影範囲を示した写真
 - (4) 防犯カメラの設置補助事業の収支決算状況がわかる書類
- 3 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業団体は、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、これを交付金額から減額して報告しなければならないこととする。

(補助金額の確定通知)

第14条 市長は、前条に定める実績報告書を受領したときは、提出された書類を審査し、必要に応じて調査し、適当と認めるときは、防犯カメラ設置等補助金交付額確定通知書（様式第11号）により、補助金交付額の確定を通知するものとする。この場合において、概算額の交付を受けた補助事業団体は、本条により確定された補助金の額が当該概算額に満たない場合は、市長の指示するところに従い、速やかに当該差額を返還しなければならないこととする。

(補助金の交付)

第15条 この要綱に定める補助金については、前条により確定した額を補助事業の終了後に交付するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、補助事業の円滑な遂行を図るため、事業の終了前又は年度途中に交付することが必要であると認められるときは、一括又は分割して補助金額の範囲内で概算額を交付することができる。
- 3 前項の交付を受けようとする補助事業団体は、防犯カメラ設置等補助金概算交付申請書（様式第12号）に、必要な書類を添付し、市長に提出しなければならない。
- 4 市長は、前項により提出された書類を審査し、必要に応じて調査し、適当と認め、概算額を決定したときは、防犯カメラ設置等補助金概算交付通知書（様式第13号）により補助事業団体に通知するものとする。

(決定の取消し)

第16条 市長は、補助事業団体が補助事業に関して、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこの要綱に基づく市長の指示に違反したとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 虚偽その他不正の手續により補助金等の交付を受けたとき。
- (4) 第9条に規定する暴力団員等に該当することが判明したとき。
- (5) 第13条第1項に定める実績報告書の提出の日までに必要な書類の提出がなされなかったとき。

(財産処分等の制限)

第17条 この要綱により補助金の交付を受け、取得した財産の処分等の制限を受ける期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める別表1を準用し、5年とする。

2 この要綱により補助金交付を受けた者は、第4条第3号で規定した防犯カメラの設置管理運用基準に則って管理するものとする。

3 この要綱により補助金交付を受け、取得した財産について、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、担保に供し、貸し付け、改造し、使用を中止し、又は運営を他人に委託しようとするときは、あらかじめ防犯カメラ設置等補助事業取得財産等の処分承認申請書（様式第14号）を市長に提出し、その承認を防犯カメラ設置等補助事業取得財産等の処分承認通知書（様式第15号）により受けるものとする。

4 前項の規定にかかわらず、当該財産を当該目的に反して使用し、譲渡し、交換し、担保に供し、貸し付け、改造し、使用を中止し、又は運営を他人に委託する前に、当該補助事業団体が交付を受けた補助金等の全部に相当する額を納付した場合又は当該目的若しくは第1項に規定する期間を経過した場合は、同項の承認を要しない。
（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第18条 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合であり、かつ、当該経費について消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が発生する場合、補助事業団体は、消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定後、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第16号）により速やかに市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとし、補助事業団体はこれに速やかに応じなければならない。

（委任）

第19条 この要綱に定めるもののほか、この実施に関し必要な事項は、文化市民局長が定める。

附 則

（施行）

1 この要綱は、令和7年3月24日から施行する。

（期間）

2 この要綱に基づく補助金の交付は、令和8年3月31日をもって終了する。

3 この要綱は、令和13年3月31日をもって廃止する。

附 則

この要綱は、令和7年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年3月1日から施行する。

市処理欄 受付 No.:

受付日:

様式第1号 (第7条関係)

防犯カメラ設置等補助金交付申請書

年 月 日

熊本市長 宛

第 町内自治会の優先順位: 第 希望

【申請者】住所 熊本市 区

団体名 校区・地区

代表者職

ふりがな
氏 名

電話番号

担当者

ふりがな
氏 名

電話番号

mailアドレス

@

熊本市防犯カメラ設置等補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 防犯カメラ設置場所 熊本市 区

2 設置予定時期 年 月頃

3 補助対象事業費 円

4 補助申請金額 円

5 次の項目を確認いただき、□の中に✓をお願いします。

(1) 補助金の交付に関する各種提出書類及び添付書類については、関係機関及び庁内関係部署と共有することに同意します。

(2) 熊本市暴力団排除条例(平成23年条例第94号)第2条第1号から第3号までに掲げる「暴力団、暴力団員、暴力団密接関係者」に該当しないことを宣誓します。

【補助対象経費に消費税及び地方消費税を含めて補助金の申請をする場合】

(3) 当団体は、免税事業者であり、消費税及び地方消費税の確定申告の義務はありません。

※ここでいう免税事業者※とは「団体として商業を行っておらず、売上げ等がない」ことを意味します。補助対象経費に消費税及び地方消費税を含めて申請を行い、免税事業者ではない団体が補助金の交付を受けた場合、確定申告により仕入税額控除した消費税及び地方消費税に係る補助金相当額が確定後、「消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書」(様式第16号)の提出が必要です。

6 その他申請に必要な書類

- (1) 防犯カメラの設置場所及び撮影範囲を示した地図
- (2) 防犯カメラの設置場所及び撮影範囲を示した写真
- (3) 設置費用の見積書の写し(2者以上)
- (4) 設置する防犯カメラの概要が分かる資料(図面、カタログ等)
- (5) 団体規約及び役員名簿の写し
- (6) 設置する場所の所有者等の権利者の承諾又は許可を証する書類
※交付申請までに提出できないときは、実績報告書の提出の日までにご提出ください。
- (7) 防犯カメラの設置が地域に了承されていることを証する書類
- (8) 防犯カメラ設置補助事業の収支予算状況がわかる書類
- (9) 防犯カメラの管理運用基準
- (10) 管理運用責任者及び運用従事者届出書
- (11) その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第8条関係）

発第 号
年 月 日

申請者 団体名
代表者 様

熊本市長 印

防犯カメラ設置等補助金交付決定通知書

年 月 日付け、交付申請のあった 熊本市防犯カメラ設置等補助金について、熊本市防犯カメラ設置等補助金交付要綱第8条の規定により下記のとおり交付決定したので通知します。

記

- 1 補助対象事業費及び補助金額は、次のとおりとする。
補助対象事業費 金 _____ 円
補助金交付決定額 金 _____ 円
- 2 設置場所及び市管理 No
設置場所 _____
市管理 No. _____
- 3 交付の条件は次のとおりとする。
 - (1) 補助事業等に要する予算を変更し、又は補助事業等の内容を変更しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。
 - (2) 補助事業等を中止し、又は廃止しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。
 - (3) 補助事業等が予定の期間内に完了しないとき又は補助事業等の遂行が困難となったときは、遅滞なく市長に報告して、その指示を受けなければならない。
 - (4) 補助事業完了後30日以内又は市長が別に定める日のいずれか早い日までに、防犯カメラ設置等実績報告書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。
 - (5) 熊本県が定める「防犯カメラに関する運用指針」及び要綱第4条第3号に規定する防犯カメラの管理運用基準を遵守すること。この場合において、防犯カメラを設置した年度を含めて5か年度は、毎年度末に防犯カメラ管理運用状況報告書（様式第6号）を市長に提出すること。
 - (6) 防犯カメラを設置した日から少なくとも5年間は、当該防犯カメラを適切に維持管理し、運用すること。
 - (7) 防犯カメラを設置後5年以内に、やむを得ず防犯カメラの設置場所を変更するときは、防犯カメラ設置場所変更承認書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。
 - (8) 防犯カメラを設置後5年以内に、防犯カメラを廃止したときは、交付した補助金の全部又は一部の返還を求められた場合はこれに応じること。

- (9) 防犯カメラを廃止又は設置場所等を変更する場合は、責任を持って当該設置場所を原形復旧すること。
 - (10) 防犯カメラ設置等補助金の交付を受ける場合には、当該補助金と重複してその他の補助金の交付を受けないこと、又は申請をしないこと。
 - (11) 防犯カメラの設置等に係る経費の収支を明らかにした領収書等の書類、帳簿等を整備し、設置完了後5年間保管しておくこと。
- 4 補助事業に関して、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- (1) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこの要綱に基づく市長の指示に違反したとき。
 - (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
 - (3) 虚偽その他不正の手續により補助金等の交付を受けたとき。
 - (4) 第9条に規定する暴力団員等に該当することが判明したとき。
 - (5) 第13条第1項に定める実績報告書の提出の日までに必要な書類の提出がなされなかったとき。
- 5 補助の条件に違反した場合、不正行為がなされた場合その他市長が補助を不相当と認めた場合は、この決定を取り消し、又は補助決定額を減じることがある。この場合において、既に交付された補助金があるときは、その返還及び補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金を請求する。
- 6 前項に規定する請求に応じた補助金の返還等がされない場合において、本市が申請者に対し支払うべき他の補助金等があるときは、当該他の補助金等の交付を一時停止することがある。
- 7 監査委員が必要と認めるときは、地方自治法第199条第7項の規定により監査をすることがある。
- 8 市長が必要と認めるときは、地方自治法第221条第2項の規定により、その状況を調査し、又は報告を徴することがある。

防犯カメラ設置等補助事業変更申請書

年 月 日

熊本市長 宛

【申請者】住所 熊本市 区

団体名 校区・地区

代表者職

氏名

電話番号

担当者 氏名

電話番号

メールアドレス @

年 月 日付け 発第 号で防犯カメラ設置等補助金交付決定通知のあった補助対象事業について、下記のとおり変更したいので、申請します。

記

- 1 交付決定の内容
 - (1) 設置場所 _____
 - (2) 市管理 No. _____
- 2 変更の内容（※該当するものに○を付け、必要事項を記載ください）
 - (1) 補助対象事業費 金 円（変更前 金 円）
補助金交付申請額 金 円（変更前 金 円）
 - (2) 設置予定場所の変更
変更後 熊本市 区 _____
- 3 変更の理由
- 4 添付書類
 - ・防犯カメラ設置等補助金交付決定通知書（写）
 - ・その他変更の内容が確認できる書類（例：変更後の見積書の写など）
- 5 その他

申請者 団体名
代表者 様

熊本市長 印

防犯カメラ設置等補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで提出された防犯カメラ設置等補助事業変更申請書については、熊本市防犯カメラ設置等補助金交付要綱第10条第2項の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 設置場所及び市管理 No.

- (1) 設置場所 _____
(2) 市管理 No. _____

2 補助対象事業費及び補助金額は、次のとおりとする。

補助対象事業費 金 _____ 円（ 変更前 金 _____ 円 ）
補助金交付決定額 金 _____ 円（ 変更前 金 _____ 円 ）

3 交付の条件

上記以外の条件は、次のとおりとする。

様式第5号（第10条関係）

発第 号
年 月 日

申請者 団体名
代表者 様

熊本市長 印

防犯カメラ設置等補助事業変更承認書

年 月 日付けで提出された防犯カメラ設置等補助事業変更申請書については、熊本市防犯カメラ設置等補助金交付要綱第10条第2項の規定により、下記のとおり承認しましたので通知します。

記

1 設置場所及び市管理 No.

- (1) 設置場所 _____
(2) 市管理 No. _____

2 変更承認の内容は、次のとおりとする。（※該当するもののみ記載）

- (1) 設置場所
変更後 熊本市 区 _____
(2) その他

3 承認の条件

上記以外の条件は、次のとおりとする。

防犯カメラ管理運用状況報告書

年 月 日

熊本市長 宛

住 所 熊本市 _____ 区 _____

団 体 名 _____ 校区・地区 _____

代表者職 _____

氏 ^{ふりがな} 名 _____

電話番号 _____

年度（ _____ 年4月～ _____ 年3月）の防犯カメラ管理運用状況について、
以下のとおり報告します。

設置場所等	設置年度 _____ 年度 _____ 市管理No. _____		設置年度 _____ 年度 _____ 市管理No. _____	
	所在地	熊本市 _____ 区 _____	所在地	熊本市 _____ 区 _____
画像	閲覧回数	_____ 回	閲覧回数	_____ 回
	提供回数	_____ 回	提供回数	_____ 回
機器の設置状況	機器の作動状況（故障等）		機器の作動状況（故障等）	
	良好 ・ 故障		良好 ・ 故障	
	機器の設置状況（固定状況等）		機器の設置状況（固定状況等）	
	目視等による確認： 良好 ・ 不良		目視等による確認： 良好 ・ 不良	
管理運用責任者	変更の有無：あり ・ なし 【変更日】 _____ 年 _____ 月 _____ 日		変更の有無：あり ・ なし 【変更日】 _____ 年 _____ 月 _____ 日	
	住所	_____	住所	_____
	氏名	_____	氏名	_____
	電話番号	_____	電話番号	_____
運用従事者	変更の有無：あり ・ なし 【変更日】 _____ 年 _____ 月 _____ 日		変更の有無：あり ・ なし 【変更日】 _____ 年 _____ 月 _____ 日	
	住所	_____	住所	_____
	氏名	_____	氏名	_____
	電話番号	_____	電話番号	_____

防犯カメラ設置場所変更承認申請書

（防犯カメラ設置後5年以内）

年 月 日

熊本市長 宛

【申請者】

住 所 熊本市 _____ 区 _____

団 体 名 _____ 校区・地区 _____

代表者職 _____

氏 ^{ふりがな} 名 _____

電話番号 _____

年 月 日付け 発第 _____ 号で防犯カメラ設置等補助金交付確定通知のあった補助事業について、下記のとおり設置場所を変更したいので、承認をお願いします。

記

1 市管理 No. _____

2 変更前の防犯カメラ設置場所 _____ 熊本市 _____ 区 _____

3 変更後の防犯カメラ設置場所 _____ 熊本市 _____ 区 _____

4 変更の理由

5 添付書類

【変更後】

- (1) 防犯カメラの設置場所及び撮影範囲を示した図面
- (2) 防犯カメラの設置場所及び撮影範囲を示した写真

6 その他

様式第8号（第11条関係）

発第 号
年 月 日

申請者 団体名
代表者 様

熊本市長 印

防犯カメラ設置場所変更承認書
（防犯カメラ設置後5年以内の場合）

年 月 日付けで提出された防犯カメラ設置場所変更承認申請書については、
熊本市防犯カメラ設置等補助金交付要綱第11条第3号の規定により承認します。

記

1 設置場所及び市管理 No.

- (1) 設置場所 _____
(2) 市管理 No. _____

2 変更後の防犯カメラ設置場所

熊本市 区

3 承認の条件

上記以外の条件は、次のとおりとする。

防犯カメラ設置等補助金実績報告書

年 月 日

熊本市長 宛

【 補助事業団体 】

住 所 熊本市 _____ 区 _____

団 体 名 _____ 校区・地区 _____

代表者職 _____

氏 名 ^{ふりがな} _____

電話番号 _____

年 月 日付け 発第 _____ 号により補助金の交付決定を受けた事業の実績
について、下記のとおり報告します。

記

1 防犯カメラ設置場所 _____ 熊本市 _____ 区 _____

2 市管理 No. _____

3 防犯カメラの設置完了年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

4 収支計算

(1) 補助金交付金額 _____ 円

(2) 精算金額(※) _____ 円

(1)-(2)戻入額 _____ 円

※ 補助事業対象団体が消費税及び地方消費税の免税事業者でないときは、消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、これを交付金額から減額して精算金額の報告をお願いします。

5 添付書類

(1) 請求委任及び口座振替依頼書（様式第10号）

※ 概算交付を受けている場合は、提出不要です。

(2) 工事の施工業者等からの請求書、請求内訳書及び領収書の写し

(3) 防犯カメラの設置場所の状況写真及び撮影範囲を示した写真

(4) 防犯カメラ設置補助事業の収支決算状況がわかる書類

(5) 設置する場所の所有者等の権利者の承諾又は許可を証する書類

※ 交付申請時に提出されている場合は、提出不要です。

(6) その他市長が必要と認める書類

様式第10号（第13条関係）

請求委任及び口座振替依頼書

年 月 日

熊本市長 宛

住 所 熊本市 区

団 体 名 校区・地区

代表者職

ふりがな
氏 名

電話番号

※昼間に連絡が取れる電話番号

熊本市防犯カメラ設置等補助金の請求に関する一切の権限を熊本市生活安全課長に委任します。

また、当該補助金の支払いについては、下記の口座名義人の金融機関預金口座に振込にて行われますよう依頼します。

記

振込先口座

金融機関名		種別	口座番号			
銀行	本店	普通 当座 貯蓄				
信用金庫	支店					
農協	出張所					
労働金庫	支所					
その他（ ）						
フリガナ						
口座名義 (※)						

※ 振込口座確認のために、通帳の写しを添付ください。

※ 口座名義については、通帳に記載されているとおりにご記入ください。

※ 口座名義が、会長氏名・役職や略称等で申請者と異なる場合には、次の委任状をご記入ください。

委 任 状

委任者（住 所）熊本市 区

（団体名）

（氏 名）会長 (印) ※押印が必要です。

上記補助金の受領に関する一切の件を下記の者に委任します。

受任者（住 所）熊本市 区

（氏 名）

様式第11号（第14条関係）

発第 号
年 月 日

申請者 団体名
代表者 様

熊本市長 印

防犯カメラ設置等補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで提出のあった防犯カメラ設置等補助金実績報告書について、書類を審査した結果、補助金の額を確定しましたので、通知します。

(1) 市管理 No. _____

(2) 補助金交付確定額 金 _____ 円

様式第12号（第15条関係）

防犯カメラ設置等補助金概算交付申請書

年 月 日

熊本市長 宛

【 申請者 】

住 所 熊本市 _____ 区 _____

団 体 名 _____ 校区・地区 _____

代表者職 _____

氏 名 ふりがな _____

電話番号 _____

※昼間に連絡が取れる電話番号

年 月 日付け 発第 _____ 号で交付決定のあった防犯カメラ設置等補助金について、下記のとおり概算交付していただきますようお願いします。

記

1 防犯カメラ設置場所 _____ 熊本市 _____ 区 _____

2 市管理 No. _____

3 補助金等概算交付申請額 _____ 円

4 補助金等の概算交付申請理由

5 添付書類

- (1) 防犯カメラ設置等補助金交付決定通知書（写）
- (2) 請求委任及び口座振替依頼書（様式第10号）
- (3) 通帳の写し（振込口座確認のため）
- (4) その他

6 その他

様式第13号（第15条関係）

発第 号
年 月 日

申請者 団体名
代表者 様

熊本市長 印

防犯カメラ設置等補助金概算交付通知書

年 月 日付けで提出された防犯カメラ設置等補助金概算交付申請書については、熊本市防犯カメラ設置等補助金交付要綱第15条第4項の規定により下記のとおり概算交付します。

記

1 設置場所及び市管理 No.

- (1) 設置場所 _____
(2) 市管理 No. _____

2 補助金の概算交付額 _____

3 交付の条件

補助事業終了後、第13条第1項に定める防犯カメラ設置等補助金実績報告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 工事の施工業者等からの請求書、請求内訳書及び領収書の写し
(2) 防犯カメラの設置場所の状況写真及び撮影範囲を示した写真
(3) 防犯カメラ設置補助事業の収支決算状況がわかる書類
(4) 設置する場所の所有者等の権利者の承諾又は許可を証する書類

※ 交付申請時に提出されている場合は、提出不要です。

- (5) その他市長が必要と認める書類

防犯カメラ設置等補助事業取得財産等の処分承認申請書

年 月 日

熊本市長 宛

【 申請者 】

住 所 熊本市 区

団 体 名 校区・地区

代表者職

氏 ^{ふりがな} 名

電話番号

年 月 日付け 発第 号により補助金の交付決定を受け、設置しました防犯カメラについて、次のとおり、処分・変更を行いますので、関係書類を添えて申請します。

1 防犯カメラ設置場所 熊本市 区

2 市管理 No. _____

3 取得財産等の処分・変更内容及び理由

4 添付書類

(1) 処分・変更を承認する総会等の議事録の写し

(2) その他市長が必要と認める関係書類

様式第15号(第17条関係)

発第 号
年 月 日

申請者 団体名
代表者 様

熊本市長 印

防犯カメラ設置等補助事業取得財産等の処分承認通知書

年 月 日により申請がありました防犯カメラ設置補助事業取得財産等の処分承認申請書については、次のとおり承認しましたので通知します。

1 設置場所及び市管理 No.

(1) 設置場所 _____

(2) 市管理 No. _____

2 処分承認対象財産

3 添付理由

4 条 件

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日

熊本市長 宛

【 申請者 】

住 所 熊本市 区 _____

団 体 名 _____ 校区・地区

代表者職 _____

ふりがな
氏 名 _____

電話番号 _____

年 月 日付け 発第 号により補助金の交付決定を受けました
防犯カメラ設置等補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、次のとおり報告します。

1 防犯カメラ設置場所 _____ 熊本市 区

2 市管理 No. _____

3 補助金の額の確定額 _____ 金 _____ 円

4 消費税及び地方消費税の申告の有無(どちらかを選択) 有 ・ 無

(4で「無」を選択の場合は以下不要)

5 仕入控除税額の計算方法(どちらかを選択) 一般課税・簡易課税

(5で「簡易課税」を選択の場合は以下不要)

6 補助金の額の確定時に減額した消費税仕入控除税額 金 円

7 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 金 円

8 補助金返還相当額(7から6の額を差し引いた額) 金 円

- (注) 1 別紙として積算の内訳を添付すること。
2 補助金返還相当額がない場合であっても、報告すること。